

## 鳥取市屋外広告物条例等の一部改正について ～屋外広告物安全点検義務化にむけて～

### 1 条例等の改正理由

全国的に広告物の落下事故が相次ぎ発生したことを受けて、平成28年4月、国は屋外広告物条例ガイドラインを改正しました。これを機に多くの自治体が条例により許可更新時等に安全点検を義務付けるなどしており、鳥取県においても令和2年7月3日に鳥取県屋外広告物条例等の一部改正の公布がされました。（屋外広告物の劣化等に起因する事故の発生を防止するため、広告物又は掲出物件の点検義務を課すこととする等、所要の改正を行ったもの）

当市においても屋外広告物の劣化等に起因する事故の発生を防止するため、県の改正内容にあわせた条例等の改正を行います。（令和3年10月施行予定）

### 2 条例等の概要

#### （1）安全点検の義務化

許可の要・不要を問わず、原則すべての広告物について所有者等に安全点検の実施と点検結果記録の義務付け。

（ただし、「許可不要な立看板等の簡易な広告物」、「他の法令の規定により表示し、又は設置されるもの」は除く）

#### （2）資格者による点検

広告物のうち表示面積が10㎡を超えるもの又は地上から広告物の上端までの高さが4mを超えるものに係る上記の点検は屋外広告士等の資格者により実施されるものでなければならない。

#### （3）許可が必要な広告物の点検結果記録の提出

許可が必要な広告物のうち表示面積が10㎡を超えるもの又は地上から広告物の上端までの高さが4mを超えるものは、設置完了後に完了届と点検結果記録表（建築基準法の完了検査を受けるものは検査済証を添付）の届出を義務付け。

更新申請時には更新用の安全点検記録表の提出を義務付け。

#### （4）適用の区域

条例の適用を受ける区域は鳥取市内の全域。

### 3 安全点検結果記録表の作成と保管

- ・安全点検の結果は、施行規則様式（今回新たに追加）に準じた点検結果記録表により記録が必要。
- ・広告物の所有者等から点検を依頼されたものは、点検要領等に留意の上、点検を実施し、記録表を作成。
- ・記録表は作成後、所有者等において2年間保管が必要。